

## 「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更について

2023年2月1日

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、2021年3月1日以降に開設された口座を対象に「未利用口座管理手数料」をお支払いいただく取り扱いとしておりますが、長期間利用されない口座が犯罪等に不正利用されることによる被害への対応を強化するため、本手数料の適用範囲を2021年2月28日以前に開設された口座にも適用させていただきます。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

### 未利用口座管理手数料の詳細

変更日	2023年3月1日（水）
適用対象	<p>現在：<u>2021年3月1日以降の新規開設口座</u>で一定の条件に該当した口座 （2年間お預け入れ、払戻しがない場合）</p> <p>変更後：<u>2021年2月28日以前に開設された口座を含む全ての口座</u>で一定の条件に該当した口座 （2年間お預け入れ、払戻しがない場合）</p> <p>※ 本変更に伴う、2021年2月28日以前に開設された口座に対する手数料の徴求は、<u>2024年2月1日以降</u>となります。</p> <p>※ 対象のお客様には郵送にて順次ご案内いたします。</p>
手数料	年間1,320円（消費税込）
口座種別	普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座
対象外となるケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する口座の残高が1万円以上である場合</li> <li>・同一支店で、該当する口座以外に所定のお取引がある場合など</li> </ul> <p>※ 詳細は当金庫ホームページをご確認下さい。</p>

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口までご連絡ください。

以上